

鳥取県選挙管理委員会告示第52号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成22年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市福部町久志羅集会所	鳥取市福部町久志羅239
鳥取市福部町左近集会所	鳥取市福部町左近360
鳥取市鹿野町河内下条集会所	鳥取市鹿野町河内6952
鳥取市鹿野町今町集会所	鳥取市鹿野町今市456－4
鳥取市鹿野町加治町集会所	鳥取市鹿野町鹿野1467－1
鳥取市国府町神護生活改善センター	鳥取市国府町神護676
鳥取市国府町三代寺宮の杜集会所大会議室	鳥取市国府町三代寺746－31
鳥取市佐治町下加瀬木生活改善センター	鳥取市佐治町加瀬木349－1
鳥取市佐治町加瀬木集会所	鳥取市佐治町加瀬木1285－4
鳥取市佐治町小田生活改善センター	鳥取市佐治町加茂1867
鳥取市青谷町小畑生活改善センター	鳥取市青谷町小畑399－5